

第四十回国会 衆議院 商工委員会議録 第十五号

昭和三十七年三月六日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右五郎君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 神田 博君

齋藤 憲三君 首藤 新八君

白濱 仁吉君 田中 龍夫君

中垣 國男君 中川 俊恩君

原田 憲君 南 好雄君

村上 勇君 岡田 利春君

久保田 豊君 小林 ちづ君

多賀谷眞稔君 西村 力弥君

中村 重光君 山口シヅエ君

出席政府委員

官 經濟企画政務次 菅 太郎君

官 総理府事務官 (經濟企画庁) 中野 正一君

官 監査院事務官 (經濟企画庁) 中野 正一君

委員外の出席者

専 門 員 越田 清七君

三月二日

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)(予)

同日五日

商店街振興法制定に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第一七四八号)

同(早稲田柳右五郎君紹介)(第二二八〇号)

電話加入権質による零細企業者育成

第一類第九号 商工委員会議録第十五号

昭和三十七年三月六日

資金として商工組合中央金庫等に特別融資を設ける請願(小川半次君紹介)(第一七四九号)

同(首藤新八君紹介)(第一八五一号)

同(正力松太郎君紹介)(第一九一六号)

同外一件(辻寛一君紹介)(第一九六四号)

同(海部俊樹君紹介)(第二二七四号)

同(早稲田柳右五郎君紹介)(第二二七五号)

中小企業基本法制定促進に関する請願(田中榮一君紹介)(第一九六三三号)

同(井原岸高君紹介)(第二〇六二二号)

同(飯塚定輔君紹介)(第二〇六三三三号)

同(小笠原公昭君紹介)(第二〇六四四四号)

同(加藤謙五郎君紹介)(第二〇六五五五号)

同(首藤新八君紹介)(第二〇六六六六号)

同(木村守江君紹介)(第二二七六六号)

同(田中榮一君紹介)(第二二七七七号)

同外二件(中村幸八君紹介)(第二二七八八号)

同(牧野寛素君紹介)(第二二七九九号)

同土調査法に基づく倉吉市の地籍調査特定計画地域指定に関する請願(足鹿寛君紹介)(第二二七〇七〇号)

三月二日

小規模事業対策予算増額に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第四四三三三号)

同(山口県議会議長田熊文助)(第四四四四四号)

工業用地造成事業費国庫補助に関する陳情書(山口県議会議長田熊文助)(第四四四四四号)

る陳情書(山口県議会議長田熊文助)(第四四四四四号)

米国向輸出編製品に対する賦課金設定反対に関する陳情書(兵庫県議会議長佃良一)(第四四四六号)

同外二十三件(西脇市西脇橋州織工業組合理事長藤原衛外四十名)(第四四七七号)

九州地方総合開発促進に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第四四七五二号)

日朝貿易正常化に関する陳情書(一宮市議会議長近谷与右衛門)(第四四七二二号)

同(上野市議会議長松井久吉)(第五九二二号)

公共料金等諸物価の値上げ抑制に関する陳情書(加須市議会議長宇和野拓植)(第四七三三三三号)

天然ガス及び石油資源第二次五箇年計画の樹立に関する陳情書(新潟県中蒲原郡小須戸町議会議長加藤徳七)(第四七四四四四号)

同(新潟市議会議長村山勇一郎)(第四七五五五五号)

同(青森県知事山崎岩男)(第四七六六六六号)

金風鉱産物価格安定臨時措置法案及び金属鉱物資源開発助成法案の成立促進に関する陳情書(栃木県塩谷郡塩谷村議会議長田代敬)(第四七八八八号)

同(岐阜県古井郡神岡町議会議長木下忠治)(第五二二二二二号)

中小企業基本対策確立等に関する陳情書(松山市一番町甲十五番地四国地区町村議会議長長加藤正之)(第五二二二二二号)

公害の総合的防止対策確立に関する陳情書(広島県議会議長中津井真外九名)(第五五三三三三号)

同(大阪府議会議長原田年一外七名)(第五五四四四四号)

公共料金等諸物価の値上げ抑制に関する陳情書(美咲市議会議長表猛雄)(第五五五五五五号)

後進地域の格差是正に関する陳情書(鹿児島県議会議長大坪静夫)(第五八九九九号)

九州地域開発促進のための公共投資増大に関する陳情書(鹿児島県議会議長大坪静夫)(第五九九〇〇号)

商店街振興法の早期制定に関する陳情書(上野市議会議長松井久吉)(第五九一一一〇号)

新産業都市建設促進法案の成立促進に関する陳情書(鹿児島県議会議長大坪静夫)(第五九三三三三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

国民生活研究所法案(内閣提出第八一号)

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国民生活研究所法案を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。板川正吾君。

○板川委員 国民生活研究所法案について質問をいたしたいと思います。まず第一に、国民生活研究所の前身である社団法人国民生活研究協会が三十四年に生まれて、それが三十六年に社団法人国民生活研究所と改称になり、そして今回特殊法人国民生活研究所というふうに改正しようというのがこの法律案のねらいなんです。社団法人国民生活研究協会から国民生活研究所にかわり、今回特殊法人になぜかわるのか、この経過を一つ説明願いたいと思います。

○中野(正)政府委員 今先生から御指摘がありましたように、今回特殊法人国民生活研究所として新たに法律によって特殊法人の研究を作ろうとしたわけですが、その前身は昨年の九月にできました社団法人の国民生活研究所でございます。その前に、その前身の国民生活研究協会というのがあったわけでございます。従来ありました研究協会なりあるいは社団法人の研究所も大体今度われわれが特殊法人として発足させようとしておりますものとはほぼ同じような仕事をしたいということで発足をしたわけでございますが、国民生活研究所の事業、業務は、ここにも書いてございますように、国民生活の動向なり実態に関する総合的な基礎的な調査をやる、あるいはその成果を普及する、あるいはそういうことに関連した資料を収集す

るといふような事業をやりますので、民間団体として発足したわけでありすが、実は一つには財政的にやはり基礎が固まりにくい。といひますのは、非常に特定の業界の利益にそつうものが合致するといふような性格でございませんで、すなわち前に法律案の趣旨説明のときに御説明してありますように、国民生活向上のための基礎的な調査資料を提供しよう、そしてこれを政府の消費者行政の基礎的な材料にしようといふことが一つと、それから一般の国民生活といひますか、消費者にとつてもやはり合理的な消費生活をやる上の一つの参考にもなる。同時に、御承知のように最近個人消費指数が相当伸びて参りました、その動向いかんによつて、各企業といひますか、産業界といひますか、そつういふものも、消費生活といふものがどういふふうに変動していくか、それに応じてやはり産業界の形態なり構造なりといふものを考へていかなければならぬ。従つてその意味では非常に参考になるわけでありすが、やる仕事と業界の利益といふものは非常に間接的、迂遠な関係にあるようなことになりまして、どうしても資金的に基礎がはつきりしないといふことで、やはりこつういふものは、この前も参考人の方々がお述べになつておられるように、民間のこつういふ一部の利益といふようなものから独立し、あるいは国の行政といふよりなものから一応独立をした公正、中立な研究機関、調査機関でなければいかぬじゃないか、またそつういふものを要する声も、今言つたように民間方面からも、あるいは政府筋でもそつういふものは賛同したわけでありま

すが、主として民間の方から、これを改組して拡充をする——今言つたような財政的基礎を確立する、それから事務的にもその内容を充実すべきじゃないか、こつういふ議論はからずも一致して各方面から起つて参りました、そつういふことで昨年の夏、秋にかへましてそつういふ議論が非常に強くなつて、政府の方でもそつういふことであれば相当援助できるんじゃないかといふことで、昨年の九月には実はわれわれの経済企画庁といひまして、政府としても出資金を二億ぐらいは一つ応援しようじゃないか、こつういふことが政府といふか経済企画庁の方針としてきまつたものですから、そつういふことであれば、これは特殊法人に移行することも頭の中に入れないながら、民間の方にも広く呼びかけて、前の国民生活研究協会といふものは基礎が非常に貧弱でございまして、それでは民間の方からも一億四程度の金は集められるんじゃないか、しかし政府の方としても応援してもらいたいといふことを大体頭に置きながら、実は改組いたしました。その前には、前の経済企画庁長官をしておられました菅野先生が会長をしていろいろとめんどろを見られたのでありますが、どうしてもやはりうまくいかないといふことで、今度は会長にも松隈秀雄さん、それから所長には、この前参考人としてお見えになつたこの前の慶応義塾塾長の奥井復太郎さんが就任されて改組をしたといふことでございまして、あくまでこれは政府の方がこつういふふうによつて、そつういふことを言つたのではなくて、やはり民間の研究自体あるいはそれに對する民間各方面の要望といふものが期

せずしてそこに一つの方になつて現わされてきた。そこで政府としてもそつういふことであれば応援していいじゃないかといふことを企画庁の方できめまして、予算を取るのにはだいたい長官以下苦勞をされたのでありますが、大蔵省方面ではこつういふような新しい特殊法人は認めないといふことで出資は最後までもめ続けたのでありますけれども、最後の閉議においてとにかく一億円の出資を認めようといふことになりまして、この際思い切つて特殊法人にして、そのかわり監督も相当徹底的にやるといふことの方がいいんじゃないかといふことで、実は今度法律案を出しまして、御審議をお願いしておる次第であります。

○板川委員 三十六年度に経済企画庁で一千万の予算を確保したときに、経済企画庁としてはそれを機会に国民生活に関する研究所を政府機関として設けたい、こつういふふうな意向であつたわけですが、ところが、そのときはこつういふような研究所機関は民間に置くべきだ、こつういふふうなことで反対があつて、そこで社団法人国民生活研究所、こつういふものが発足したといふわけですが、ところが、今度はそれを民間に置くべきだといふことですね、だから、昨年、一年前のときにはそれを民間に置くべきだといふ議論が強くあつた、今度特殊法人になるのだ、こつういふふうに変つた経緯はこつういふ理由からですか。民間に置かなければいけないといふのが大勢として去年までの意見だつたでしょう。こつういふ特殊法人にするのだ、こつういふのじゃ、去年

反対した理由と、こつういふ逆な方向になるのじゃないか。これまで、去年反對して、民間に置くべきだといふ反對意見が、こつういふ主張が變つたのかどうか、その点お伺ひいたしまつす。

○中野(正)政府委員 実は、これはそつういふことでなくて、この種の研究機関を政府機関としてやることは、どうも今までのいろいろなほのかのそつういふ同種の機関等のあるを見ましても、なかなかうまくいかないのじゃないかといふことで、実は三十六年度の予算を企劃するときに、御承知の約一千万円の、企劃としては消費者行政に資するためのいろいろな資料が不足であるから、これをいろいろ民間に委託をして、研究してもらおうといふことで、実は予算を三十六年度から取つて、本年度も大体同額取つておるわけです。そのときにいろいろ議論はあつたのですが、政府機関としての国民生活研究所といふものは適当じゃないかといふこと、かといふことは、企画庁としては最初からそつういふこと、ただ、その当時新聞なんかに出ましたのは、政府が要するに相当金を出してやらなければ成り立たぬのじゃないかといふことで、一部の新聞で、政府機関としての研究所を企画庁は考へているのだといふような報道がなされたのじゃないか、そつういふ御印象を持たれたとすれば、そつういふことじゃないかと私は考へております。従つて、三十六年度に議論したときは、やはり民間の研究としてこつういふ意味が、性格上さつき言つたように、政府は何にもしなくて、調査委託費くらいでほんとうに強力な、

今までないような総合的な研究所が育つていくかといふこと、それはなかなかむずかしいのじゃないかといふことは、われわれも考へておりました、その当時も、もし作るのであれば、政府は応援しなければいけない。しかし、応援する形はいろいろございまして、たとえばアジア経済研究所あたりは特殊法人で出資もしている。それと同時に相当額、一億数千万円にかならるかと思ひますが、機動的な補助を——これは海外に特にいろいろ出張して調査いたしますので、そつういふので、だろつうと思ひますが、補助金でやるか、あるいは機動的補助金でやるか、あるいは出資金でやるか、何かの形で政府が応援しなければ成り立たないのじゃないか、こつういふことは考へております。しかし、機関の性格としては、今度特殊法人といふことになつたのですが、特殊法人のなつていふ性格、民間からも、あるいは政府からも相当独立性を持った機関の方が、財政的にうまく固まるし、それから人的にいい人を得る。それから運用についても比較的自主性といふか、そつういふ点もとりいのじゃないか。政府の研究所となる。ただ政府の言ふことに従つて大体やるということに——どうしても公務員になりますから、そつういふことになつておるわけですから、いろいろ制約があるといふようなことをいろいろ考へて、民間機関であるが機動的な補助金をもらうか、あるいは出資金をもらうか、何かで政府が相当額を入れて応援する形のものにしたいといふことは三十六年度のときから考へておつたわけでありま。しかし、それじゃ政府が命令して作るのかといふと、そつういふやなく

て、民間の方でまず基礎を固めて、それでそういうものが非常にいいということになれば、政府の方で補助金を出さずなり出資金を出すという形がいいじゃないかというように変わってきたというか、そういうことで最後は出資金ということになって、出資金という事になれば、特殊法人という例はほかにないわけでもない。それでこれはいろいろ政府の中でも、政府が出資をして特殊法人というところ、ごらんになるとわかると思いますが、えらいむずかしい監督規定があるから、もう少し何とかいい形はないかということであつたけれども研究したわけでありませぬ。しかし、今まで特殊法人という形で出資しておると、相当政府の監督——仕事の中心は相当自主的にできるわけでありませぬが、やはり法律でワクだけは縛るといふ形のものでない出資ができないじゃないか。政府が出資しておつて、国会の予算の審議だけで、あとは適当に行政指導でやるなんというところはこれはいかぬじゃないかということの結論に達しまして、特殊法人ということに最終的に決定したわけでありませぬ。

○板川委員 去年企画庁としては、もちろん政府機関でやった方がいいという考え方を当初から持っておつたのでしよう。この国民生活研究所案内書という中にも「経済企画庁では、三十六年度予算で、国民生活上に關する調査費として一千余万円を確保した。経済企画庁としては、これを機として国民生活上に關する研究所を政府機関として新設したい意向が強かつた。」こういうふうに十ページの下の方の「消費者行政の基礎調査に對応」ということ

ろに書いてある。そして政府機関的な傾向を企画庁では希望しておつたのですね。ところが、それに対して民間側では、こういう国民生活上に關する調査研究機関は民間に置くべきだという主張で、民法による社団法人国民生活研究所の設立ということになつたんでしよう。そうすると、この民間に置くべきだという主張は、政府からあまり監督規定でうるさいことを言われたいというものが去年の気持じゃなかつたんですか。ところが、今度は特殊法人にすれば、御承知のように、この法案の中心はほとんどこれは監督規定ですが、これが詳しく感ぜられるようになった。これでいいんだということ、民間側では問題がなくなつたのか。去年と逆だから、そういう点はどうかというところを私は聞きたいのです。どうも答弁は長いけれども、問題に觸れないので、その点について……

○中野(正)政府委員 実はこの設立の経過のところ、これは研究所の方で作つたので、われわれが何も指導して作らしたものでないのですが、ここに書いてございませぬ「研究所を政府機関として」という意味は、これはやはり広い意味で民間の方も考へておつたんだと思ひます。これは国民経済研究所のような純粋な政府の付屬研究機関ということをわれわれは考へたことはございませぬ。それでただ、政府機関といふのは、政府が相当力を入れたものをやりたいというところは、迫水長官時代、民間の方が相当のそういうあれがあればやつていい、それをどういうふうに表現したので、これはちよつと誤解が生じやすい言葉じゃないかと思ひますが、それに対して、いやそれは民間

間に出さなければ政府がやつてもだめだというふうな意味じゃなくて、民間もやるが政府も大いに応援してくれという意味の、結局程度の差はありますが、特殊機関といひますか、特殊法人的なものでなければと、先ほどから申しておるように財政的にも人的にも——アジ研の場合でもわかりますように、財政的に基礎が固まらないと、政府が出資してやるということでない、いい研究者が安心して集まらないのです。そういうことは民間の方でも非常によくわかつておられますから、それでぜひ政府の方も応援をしてください、こういうことで、たまたま両方の意見が同じような方向に行つた。それが企画庁としては乗り出したという、私が先ほど来御説明しておるようなこと、確かに先生にこのところを言われませぬ、この表現自身が、いかにも政府の方は政府機関でやる、民間は民間機関でやる、それと、妥協の産物じゃないか、妥協の産物にしては、いやに政府機関的な色彩が強いじゃないかということにございませぬ、出資をするということに踏み切つた以上は、やはりこの程度の監督規定というものは、ほかの出資した特殊機関から見ても最小限の規定になつておられますので、その点は御了解願ひたい。それだからといつて、民間の方で特殊法人にするということについて不満なんというものは全然ございませぬ。政府は非常によくやつてくれる、これはなかなか消費行政を本気でやつておるなというところは聞いておりますが、これは監督規定がやかましいからごめんこうむるなというところは、どこからも聞いたことはございませぬ。

○板川委員 そりすると、国民生活研究所の案内書の中にあつたような問題は、民間に置くというふうな声は強くて、この法律があつてもその声によつて反対があるというふうなことはなない、解消している、こういうふうに解していいんですか。

○中野(正)政府委員 その通りに御了解願つて間違いないと思ひます。

○板川委員 それでは次に移ります。先ほど局長は、社団法人国民生活研究所の事業内容と、新しい今度生まれる特殊法人の国民生活研究所とは、大体において同じような事業を行なっていくのだ、こういうふうにおつしやられたのですが、大体同じようですか、変わりますか、その点一つ……

○中野(正)政府委員 根本においてはないか、大筋においては変わらなないと思ひます。

○板川委員 大筋において変わらなないということになると、少し問題の点もあるのですが、この社団法人国民生活研究所——現在あるやつですね。これの設立の過程を見ますと、政府の財界の話し合ひでできたということになりませぬか。たとえば昭和三十四年政府、民間において国民生活の調査、研究を行なう総合研究機関がほしいという声になつてきた。そこで学界と業界などの有志が三十四年七月社団法人国民生活研究協会の創立した。その方になりませぬ、すべて財界と学界の有志で作られてきたんですね。それでこの国民生活研究所の名簿等を見ましてね、これはほとんどが財界の代表です。理事が八十名ですか、それから顧問が二十名、ほとんど財界関係の者が多い。結局この社団法人の国民生活研

究所というものは、資金の關係もあるかもしれないけれども、国民生活を財界、産業界の立場から考へる、国民生活を研究して、それを産業界の参考資料にするというふうな建前から、社団法人国民生活研究所というものが作られて、運営されてきたと思ひます。だからそういう方向と、今度の特殊法人の国民生活研究所の方向が大して変わらなないかと思ひますが、その点はどうか。

○中野(正)政府委員 前の社団法人国民生活研究所のねらいと、今度の特殊法人のねらいというものは、大体一致しておると思ひます。というのは、もちろんこの理事のところと顧問のところでは御指摘があつたように、いろいろやはり広く経済界から賛助金なり出資というふうなものを求めるということになつて、この当時は、民間の社団法人です。ですから、どうしてもそういう、簡単にいへば金集めの關係でやはり理事は相当大ぜい並べるといふことになつておりますが、この点は今度は根本的に、この間説明いたしましたように変わつていくというわけなんです。会長や何かは政府の任命で、理事も二人、ただそれでは——そういう一般の経済界なりあるいは消費者なりあるいは労働界なり、国民生活上に非常に関係の深いところの意見もどうしても取り入れていかなければいけませんので、これは例の参与会というところに二十人の、役所関係の、政府機関の職員も入りますが、二十名ほどの参与会というものを置いて、その意見を十分聞いてやる、こういうことになつて、その点は、運営のやり方は非常に変わつて

究所というものは、資金の關係もあるかもしれないけれども、国民生活を財界、産業界の立場から考へる、国民生活を研究して、それを産業界の参考資料にするというふうな建前から、社団法人国民生活研究所というものが作られて、運営されてきたと思ひます。だからそういう方向と、今度の特殊法人の国民生活研究所の方向が大して変わらなないかと思ひますが、その点はどうか。

参ります。しかし、社団法人の研究
所ができたときのねらいは、将来特殊
法人というか、政府の相当応援した形
の特殊機関になるというのを頭に置
きながらやっておったわけでありま
す。また金を出す方の側も、一つの業
種の団体とか何とかいうようなもの
がうんと金を出して、その業界に都合
のいいような、その業界の特に参考
になるような調査をやってくれというよ
うなことは全然要望もいたしておりま
せんし、そういう気持でやっておるの
ではなくて、一般の経済界としても、
先ほど御説明いたしましたように、や
はり今後の国民の消費生活の内容はど
うなるか、消費構造がどう変わって
いくか、消費生活の内容が向上する過程
でどういう構造的な変化があるかとい
うことは、常にやはり注視をし、また
研究の対象としても考えていかなけれ
ばならぬものですから、そういう機
関ができるのであれば大いに賛成である
ということでも少しづつの金を一般経済
界から集めたということ、これは広
く経済界に——もちろんそういうこと
はどうしても経団連が中心になって
やってくれることになっております
が、そういう意味合いでございまし
て、そういうところから金が出たから
前の社団法人と今度の特殊法人と非常
に違うということもございせん。ま
た、今度の特殊法人でも、約一億円程
度の民間の出資金というものを予定を
しておるわけでございます。そういう
事情に相なっておるか存しておる次
第でございます。

○板川委員 社団法人の国民生活研
究所と特殊法人の国民生活研究所と、目
的は同じですか。社団法人国民生活研

究所の定款の第二条に目的が書いてあ
ります。この法律の第一条に目的が書
いてありますが、同じと見ていいので
すか。

○中野(正)政府委員 この定款が相手
元にあると思いますが、この目的に、
「この法人は、国民生活を調査・研究し
て、国民生活の向上と産業の発展に寄
与するを目的とする。」というように
書いてございます。その次にいろいろ
事業が書いてございますが、これは、
今度の特殊法人の方と比べていただ
くとわかりますように、国民生活研究
所の方は、これは法律で規定をする関
係で、「国民生活に関する基礎的かつ
総合的な調査、研究を行なう」、ある
いは産業の発展というよりなことは、
これは、特殊法人でいろいろものを企
画して作る以上は、消費者行政とい
うことをうんと強く出しておりますか
ら、そういうようなことは削って、当
然国民生活の安定、向上に寄与すべ
い、それがひいては産業の発展の役に立
つわけでありまして、そんなことはあ
たりまえのことじゃないか、あるいは
不必要じゃないかということも削って
おるといふ、そういうふうな差異はご
ざいます。

○板川委員 社団法人国民生活研究所
では、「国民生活の向上と産業の発展」
と書いてありますね。今度の特殊法
人の目的には「産業の発展」と書いて
ない。ですから、書いてないだけの運
用の差はありますね。前者はほとんど
基金が財界から出ておりましたから、
研究の項目がその結果として主として
産業の発展に寄与するような方向に私
です。しかし、今度政府が大きく一億

円出資して、こういう特殊法人を作
つた以上は、産業の発展のためという目
的よりも、政府行政の立場から国民生
活の実態を基礎的に調査研究する、こ
ういう方向にその重点が変わって
くる、こういうふうな考えていいんじ
ゃないですか、いいんですか。

○中野(正)政府委員 御指摘の通り
で、その点私の説明がちょっと足りな
かったと思いますが、そういうふう
に当然、これが今度特殊法人になれば、
産業の発展という立場から見れば、
したが、事業の運営の重点が当然この
法律で考えておるところに変わって
いくというところは間違いないと思
います。

○板川委員 それから、国民生活研
究所と特殊法人に寄与するんだとい
うこと目的がなっておりますが、この
国民生活に関する基礎的、総合的な調
査研究をするといつても、これは非常
にばく然としておりますね。その問題
は国民生活をどうするかの立場から
とらえようとするかということが私
は問題だと思っております。どのよ
うな国民生活を把握しようとするの
か。たとえば、消費者の立場から
生活を見ようとするのか、それとも
言ったように、産業の発展、経済界
の立場、そういう点から国民生活を見
ようとするのか、それとも政府の立
場から、行政機関の立場から国民生
活を見ようとするのか、まあその立
場々々によって研究の視点という
のですか、その消費者の立場ある
いは産業界、資本家の立場、国の
立場という三つの点からいって、ど
こに一番重点がありますか。

○中野(正)政府委員 もちろんこれは
産業全般の立場なり、あるいは政府の
立場といえますか、そういうものも当
然、これはいろいろ機関でございま
すので、頭に入れるわけでありませ
んし、この法律にも書いてございま
すように、いろいろ調査研究を行な
い、その成果を普及して国民生活の
安定、向上に資することを目的とす
るということでございますから、今先
生が言われた三つの点からいえば、
消費者の立場というか、消費者の生
活内容を向上させるといふことの観
点からそこに非常な新しい研究所と
して生まれかわる意義があるという
ふうなことは見えております。

○板川委員 そうすると、国民生活
の安定及び向上に寄与するということ
は、国民の消費生活、国民生活にい
ろいろありましようが、国民の消費
生活といふことを重点に考えておる
、こういうふうな考えていいわけ
です。では次に移りますが、この研
究所の事務所を東京都に置くという
のは、これは社団法人国民生活研
究所の従来事務所なり、そういう
ところをとりあえず当初受け継いで
、そこでやっていく予定であります
か。

○中野(正)政府委員 現在の社
団法人の国民生活研究所のありま
する場所は、たしか昨年九月に新
しい機構に、社団法人にしたとき
に移った場所でございます。現在
ある場所には事務所を置いてい
ないか、何かそういうものには
同じような目的を達せられないか
ということが最後までもままして
、そういう最後の閣議のちよつと
前でございますが、今産炭地振興
事業団であるとか、海外の技術
協力事業団といふようなものが
あるのじゃないか、何でうちの
ものだけをやる必要はないか、
わかれわかれもちよつと
かままして、どうもそつちの方
にわれ

の一億円出資は、最初二億円を政府
が予定しておった。一億円に削ら
れたようでありましたが、その削ら
れた部分について一説明して下さい
。また一億円程度で将来も大体これ
でやっていると申すのか。それとも
将来さらさらこれを拡大していこう
という気持を持っておられるかど
うか。

○中野(正)政府委員 実は、こ
れは予算折衝の過程において、先生
いろいろ御承知かと思ひますが、
政府全体として、この新しい特殊
法人といふものが、出資をしたそ
ういふものは原則として認めない
というのが例の予算編成の方針に
、十二月に作り直したのになら
なつてございまして、これはいろいろ
の關係でもいろいろもんで、たと
えば外務省の所管の海外技術協力
事業団でございまして、ああいう
もの設立を初め、通産省の關係
でいふと、産炭地振興事業団を認
める認めないといふことで、われ
われの方は小さな、そういう
言ひとあれですが、もともと二億
しか出資要求してないので、あま
り新聞には出なかつたわけですが、
そういうものと一緒にはやはり政府
として新しいそういう出資による特
殊法人といふものを認めるべきじ
ゃないか、何かそういうものにせ
ずに同じような目的を達せられない
かということが最後までもままし
て、そういう最後の閣議のちよつと
前でございますが、今産炭地振興
事業団であるとか、海外の技術協
力事業団といふようなものがあ
るのじゃないか、何でうちのもの
だけをやる必要はないか、わかれ
わかれもちよつとかままして、ど
うもそつちの方にわれ

一市町村にあるとこれは間違ひも起こると思ふんですが、「国民生活研究所」というのは日本に一つしかないんですね。一つしかないものについて、用いてはならないという禁止規定を設けて、しかも四十一条によってそういうものを使つておつた者には罰則を加えておられますが、この「国民生活研究所」というのは、あちこち似たようなものがあるような気がするんですがね。そういう似たようなものは現在どのくらいあるんですか。ありませんか。

○中野(正)政府委員 第九条の規定は、確かに先生御指摘のような気もしないわけじゃないんですが、ただ今度できる特殊法人の国民生活研究所というものは、やはり相当広いというか、公共性があるというか、そういうことで研究所の信用を保護する、それから関係者の損害も防止するというような意味合いで、普通の、たとえばアジア経済研究所であるとか、最近できた日本労働協会であるとか、そういう政府出資の機関については、この種研究機関であっても全部同じ規定がございまして、それでここにに入れておられるわけです。

それから、私の方の専門家の調べた一調査したわけじゃないんですが、いろいろ聞いたり何かした程度では、「国民生活研究所」という名前をつけたあれで、それでさう迷惑を受けるところははないように聞いております。

○板川委員 どこにも「国民生活研究所」というような研究所がなくて、罰則規定を設けても迷惑を受ける、それに触れるようなところがなければ、それはそれでいいと思ふんです。

次に、役員の問題で質問をしたいのですが、会長、所長、理事二名以内、監事二名以内を置くということが十一條に規定されておりますが、経済企画庁長官は、この法案が通つて発足するにあつて、会長、所長、監事を指名することにしております。大体どういう者を指名しようとしておられるか、腹案があるんですか。

○中野(正)政府委員 役員のうちで、実は先ほど来御説明いたしておりましたように、社団法人国民生活研究所の仕事は全部今度は引き継ぐわけがございまして、それから、かねて政府も相当応援するという態勢で、昨年の九月以来関係者も了解しておりますし、その後いろいろな情勢を見ましても、現在のところ会長と所長がございまして、これについては、現在の社団法人の役員と同じ人を任命しても——これは私がそんなことは言えないんですが、事務的にわれわれが考えれば、そういうふうなことで、各方面でも同じような情勢にあるのではないかと、いろいろ考へております。理事、監事については、別途また十分関係者と相談しまして決定するということに相なるのじゃないかというふうに思ひます。

○板川委員 そうすると、現在の社団法人の会長がこれの会長になる、奥井さんが所長になるというふうな予定でおられるんですか。

○中野(正)政府委員 大体そういうことになるとは考えております。

○板川委員 十七条で、役員を兼任を禁止しておりますが、非常に制限しておるのですが、研究所の役員を兼任を禁止するとすると、相当な待遇をしなければならぬと思ふのですが、その待遇はどうか。

これは、御趣旨は当然おわかりのことと思ひますが、たとえば所長なり会長がいろいろ資料を持つておる。個人的に所長の持つておる資料で、どうしてもそれが要るので、それを研究所で買おうという場合は、これはここに書いてあります研究所とその相手の会長と——こちらの会長で、向こうの会長個人なんです、利益が相反する、そういうような場合は、そのときは今度はむしろ監事が研究所を代表して会長個人と交渉する、契約をする、こういう形になつていくわけがございまして。そういうような場合は、たしか会長は無給で、それから所長は今東畑先生がやつておられます、これはもちろん俸給を差上げておるわけがございまして、そういう形にアジ研の場合はなつておるようでありまして。そういうふうな点もいろいろ参考をいたしまして、決定をいたしたいというふうに思ひます。

○板川委員 他のバランスをはかつてきめるといふのでしようが、職員の場合には、大體公務員に準じた待遇をしようというのですか。職員の場合の待遇はどのようになつておられますか。

○中野(正)政府委員 今御指摘のように、公務員といふんですか、そういうものの基準がございまして、待遇についてもそういう点を参考にいたしましてきめていきたいというふうに考えております。

○板川委員 大體公務員を参考にし、準じていくということですね。それから十八條の、会長、所長の利益が相反するといふ場合、たとえばどういふ場合が予想されますか。

○中野(正)政府委員 なかなかむづかしい御質問でございまして、要するに

これは、御趣旨は当然おわかりのことと思ひますが、たとえば所長なり会長がいろいろ資料を持つておる。個人的に所長の持つておる資料で、どうしてもそれが要るので、それを研究所で買おうという場合は、これはここに書いてあります研究所とその相手の会長と——こちらの会長で、向こうの会長個人なんです、利益が相反する、そういうような場合は、そのときは今度はむしろ監事が研究所を代表して会長個人と交渉する、契約をする、こういう形になつていくわけがございまして。そういうような場合は、たしか会長は無給で、それから所長は今東畑先生がやつておられます、これはもちろん俸給を差上げておるわけがございまして、そういう形にアジ研の場合はなつておるようでありまして。そういうふうな点もいろいろ参考をいたしまして、決定をいたしたいというふうに思ひます。

○板川委員 これは商法の、重役の自己取引と同じようなことなんでしょうか。たとえば、会長が何か自分の研究資料の結果なり、あるいは財産なりをこの研究所に売ろうという場合には、代表権が監事、監査役に移つて、その監査役が研究所を代表して、それを買いか買わないかきめる、こういうふうな場合を考へておるのですか。

○中野(正)政府委員 そういうことではございません。

○板川委員 これはなるほどそういうことを予想されるというのなら、将来問題も多いと思ふのですが、それは一つまたあとでよく実態を考へて質問をしたいと思ひます。

それから、十九條で、一番問題の、参与会を置くのだ、参与会は二十人以上で組織する、こうありますが、先般

の参考人の意見等によりまして、参与は学識経験者というもののうちから選ぶというが、なるほど学識経験があつても、実際に国民生活を研究するといふ点において感覚を欠く人もあろうと思ふのです、といふので、参与のメンバーというものが、この会の運営上非常に大きな方向を示すと思ふので、これは社団法人のときの理事五十名ないし八十五名以内の運営とは今度は違ひますね。この参与にはどういふような、たとえば労働組合関係あるいは婦人代表、あるいは農協代表、あるいは生活協同組合の代表とか、そういう国民生活の相当部分を非常に真剣に担当して、そういう面から国民生活を守ろうとする代表なんかは当然この中に入りますか。

○中野(正)政府委員 今、御指摘がありましたように、参与会は、当然今度の研究所の性格からいまして、国民生活の観点からいろいろのものを言ひ、審議をしていただくような適任者を選ばなければいかぬわけがございまして。一応今までわれわれの考へておるの、一つはやはり消費者の代表——これは消費者代表といつても、消費者のそういう組織の代表とかさういふふうな者でなしに、これは当然さういふことで学識経験者、研究所の業務に關する学識経験を有する者という観点から選ぶことになるわけがございまして。消費者の利益なりさういふことに關連して学識経験者から選ぶ。それから労働者の生活、消費者生活といった、そういうものの観点について、いろいろ学識経験者の方も当然考へられる。それ以外に一般の学者、それから一般経済界からもさういふ方面の学識経験者、それからもう一つは、官庁関係、やはり

こういう意味での所掌事務に密接な関係を要する関係機関の職員、これは実際にはアジア経済研究所あたりの例を見ますと、関係省の事務次官ということでありますが、これはあまり多くわれわれはしたいとは思っておりません。それから、アジア経済研究所は、実はこれは今言った国民消費生活というような観点からものをとらえるのじゃないのですから、参与は十五人で少ないわけですから、それから、相当部分が関係行政機関の事務次官になっておられます。そういう意味で、消費者代表とか、そういう方面の学識経験者を相当入れたということ、これはわれわれの方で主張しまして、アジア研の場合と違って、二十名にふやしておるわけでありまして、そういうことになると思ひます。

○板川委員 社団法人の研究所のときは、理事が五十名から八十五名以内で、その理事は大半が財界の会長、社長級の人たちです。実はそういう人たちが直接その理事会に来て、発言するよりなこと大してない。先ほど申し上げたようなことを事実おっしゃられたおつたと思ひます。だから結局社団法人国民生活研究所は、主として会長なり所長なりの意向でまわっていったということであらうと思ひます。運営は主としてその人たちの裁断にまかせられておつた。しかし、それは会長、理事長がよければけっこうでありまして、しかし、その特定の個人にまかしておくと、やはり研究範囲がどうしても狭くなってしまふ。ですから、今度は、この参与会は、社団法人の理事会の運営と変わって、もっと積極的にこの研究所の運営に発

言をし、参画していかなくちゃならないと思ひます。それで、理事、理事長や所長に一切まかしているという従来の運営では、せっかく国が金を出してやろうという場合に、長い目で見ると間違いを起こすと思ひます。そういう意味でこの参与のメンバーの人は私は重要であらうと思ひます。それは学識経験者の中から会長が任命するのですが、この中で学識経験者というものは、学識を持っておつたり経験を持っておつたりということに解釈していいのです。学識を絶対に持たなくちゃならぬということではなく、学識を持っておつたり経験を持っておつたり、こういうふうに分離して解釈していいのですか。ちよつとその点。

○中野(正)政府委員 今、先生の御指摘のようにわれわれも解釈をいたしておきます。

○板川委員 国民生活研究所に期待をして、真剣にこの成果を待とうという層の代表も、これは経験を尊重して入れてもらわないと、関係省の事務次官やあるいは一部の学識者だけ集まり、あるいは産業界の者だけ集まりするならば、これは前の社団法人の国民生活研究所と大差のない運用になってしまふ。これはせつかく国民の税金を出して、一生懸命基礎的な研究をしてもらいたい、ということに反しますから、一つそういう代表をせひとも加えてもらいたい。これは絶対に加えていただきたいというのを要望いたします。

「統計月報」のような、国民生活に関する統計、こういうものを月報的に出すような予定もありませんか。

○中野(正)政府委員 定期的に機関誌を発行するとか、あるいは資料室を作つて、いろいろな資料をだれでも閲覧できるようにしたいと思ひます。それ以外に経過の報告会とか講演会式などもやろうと思ひます。思つておりました、そういうような方法で成果を普及したいと思つております。

○中野(正)政府委員 これは従来のあれでございまして、今度は当然新しく、一応「国民生活研究所」とか、そういうふうな題目の形のものに変わつていきなさい、こういうふうになると思ひます。

○板川委員 もちろん内容の方向も、新しい名前の方になるわけですね。次に四十条で違反行為をした場合には、「研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。」という罰則があります。これは関連した法案でも再々論議されておるのですが、研究所の役員が法律による届け出を怠つた場合とか、登記を怠つた場合とかいふ場合に、役員が過料に処せられるのは、これは当然と思ひます。しかし、職員までが四十条によつて罰則を受けるというのになると、多少問題があると思ひますが、この一号から五号までのうちに、職員が過料の対象となる場合は、何号と何号ですか。

はり役員につきましても、職員につきましても、一号から五号までの規定に反した場合は、もちろん行政罰でありますが、違反ということになっております。ただ具体的に、たとえばどういふ場合があるか、今ちよつとなかなか想定はむずかしいのですが、実際にはやはり役員が責任者としてやつておるわけですから、そういう関係で、具体的な事例については、今御指摘になつたようなことで、もちろんこの規定は考えていかれるわけでありまして、職員は、この法律違反については全然何も規定がないというわけにはいかないのだから、ほかの規定も全部をうりうり立て方になつておられますので、そういう規定になつておられます。

○中野(正)政府委員 確かに御指摘になつたように、こういう違反行為を研究所がやつた場合には、当然これは第一次的には役員が責任を持たなければならぬことなるかと思ひますが、ただ実際に、たとえば余剰金を運用すること、あるいは登記を怠るといふような形で、研究所の役員が代理のようになつて、研究所全体として違法行為があつたといふふうな場合には、職員も、なににしてもあらうと思ひます。そういう意味で、役員にも、職員にも、この規定というものについては、お前たちまで責任が行くんだといふことで縛つておかないと、結局このもの規定自身が十分守られないのじゃないかといふことで、これは行政罰になつておるわけですが、この程度の過料には処し得るというふうには、原則的には思ひます。御指摘のよ

あつて、職員がやらなかつたからこれは職員に責めに帰するといふことには、私はならない項目だと思ひます。それから第四号の「第三十条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。」これは業務上の余剰金を運用するということを職員がやるはずはない。職員にそういう権限はない。だから、こういうことで職員が罰則の対象にならぬじゃないか。そうすると、問題は三号と五号にひつかかるかと思ひますが、三号と五号の場合に、どういふことが予想されて職員までがこの罰則の対象になつておるのかということ、具体的に明らかにしておいてもらいたい、そういう意味で質問したのです。

○中野(正)政府委員 確かに御指摘になつたように、こういう違反行為を研究所がやつた場合には、当然これは第一次的には役員が責任を持たなければならぬことなるかと思ひますが、ただ実際に、たとえば余剰金を運用すること、あるいは登記を怠るといふような形で、研究所の役員が代理のようになつて、研究所全体として違法行為があつたといふふうな場合には、職員も、なににしてもあらうと思ひます。そういう意味で、役員にも、職員にも、この規定というものについては、お前たちまで責任が行くんだといふことで縛つておかないと、結局このもの規定自身が十分守られないのじゃないかといふことで、これは行政罰になつておるわけですが、この程度の過料には処し得るというふうには、原則的には思ひます。御指摘のよ

みますと、これは研究所の違反行為です。当然役員がその責任を負わなければならぬことになるかと思えますが、具体的なケースとしては、職員まで責任の追及をしなくてはならないという場合もあるかと考えまして、こういう規定を置いておるわけでございます。

○板川委員 私は、それはこうした処罰の対象に職員まで入れておけば間違いないと思ふけれども、しかし、役員が当然責任を負うべきものに、こういった職員まで処罰の対象にすることは、どうかと思ふ。しかし、三号の場合、第二十二條の「研究所は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。」んだ。それで一、二、三、四、第二項というふうになつておつて、この国民生活研究所で行なうべき研究以外の問題で、勝手に職員が研究しておつたというふうなことになるれば、これは第三号で、その業務以外の仕事をを行なつたということで、処罰の対象になるのではないかと、こう思ふのです。

それから五号で、第三十四條第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。これは経済企画庁長官がそういうことをやつてはいかぬと、監督上必要な命令をした場合に、それに違反したということで、これは具体的に職員まで及ぶかも知れません。しかし、そういうことがあるのかなと思は思つておるので、それ以外の一、二、四なんかは、もちろん関係してない職員には関係ないだろう、こう思つて、職員がひつかかる場合はどこどこかということ、聞きたいと思つておつたのです。

○中野(正)政府委員 今確かに先生の御指摘がありましたように、三号、五号については、そういうことを勝手に職員が業界の委託で研究をやるか、そういうことを法律違反でするか、そういうことをやった職員がおれば、それはやられますが、しかし四号あたりでも、業務上の余裕金を運用するといふのは、これは三十條で「業務上の余裕金を運用してはならない。」ときまつておるわけですね。そういうのに勝手に職員がそういうことをやるということはないと思ふ。絶対ないといふことも言えませんが、そういうことをしてはいかぬぞ。それから登記がおくられるというふうなことに、職員が、實際上法律でどういふことが規定してあるわけですから、それに違反をしたようなこと。しかし、そういうことをやらぬで黙つておつた職員の方が責任があるんじゃないか。具体的な事例としてはそういうことになると思ふ。しかし、絶無とは言えないので、こういう規定を入れて、少しやがましうしてあるといふふうに私は解釈しております。なお、その点は、私はちょっとそこまで具体例を——今までいろいろあつたような例等について、少し研究、検討はしてみたいと思つております。

○板川委員 国民生活研究所、これは従来の社団法人の国民生活研究所の運営は、どうしても「産業と生活」という機関誌や、あるいは設立の過程からしても、産業界の意見が取り上げられるような運営になつておつた。しかし、今後は政府が一億円出資をして参予会を置いて、そういうふうな産業界

の資金よりも、政府の出資の方がウエイトを増してきておる。そういう意味では、産業界重点の方向からそういう方向へ移つてきておる、こういうことになつたと思ふのですが、今度は、政府が出資したためにかえて政府の色、官僚的になつて、これまで別の意味で危険性があると思ふのです。政府も、わずか一億円——わずか一億円といつてはなんです、出資をしてゐるから、これを全然政府の御用機関にするべきじゃないと思ふ。この運営は、将来出資はさらに強化するにしても、一々参予会を中心として自主的な運営にまかせて、その結果を国民生活の向上のために大いに利用する、こういうふうな運営してもらいたいと思ふのです。産業界に片寄つた従来の社団法人国民生活研究所から特殊法人になるについて、今度は官僚色を強めては、また別な危険があるわけですから、一つほんとうの国民のための国民生活研究所というふうな、そういう方向で運営してもらいたいという要望を付しまして、一応私の質問はこれで終わります。これについて次官の見解をお伺いします。

○菅政府委員 ただいま御要望がございましたが、仰せの通り社団法人当時の研究所の構成は、社団法人でございますから、会員組織なものでございまして、金を出して参加した人をなるべく優遇しなければなりません。そして、財界方面からよけいの出資をいただいております関係上、そういう人々たちを出資者として、会員組織的な意味で、理事をよけいこしらえて、目的も産業の発展というふうなことを掲げざるを得なかつたような意味もありま

して、今お話のように、多少産業界の方面に一つの重点を置いておつたようにも思ふのであります。今度特殊法人になりましたこの規定をこらういたたきまして、どつちかという財団法人の色が強いものであります、出資をいたしましたものは、持ち分は持つておりますけれども、出資者総会といふのは別にないわけでございます。おそらく将来、定款には評議員会などを設けて、出資者が発言する機会を与えたいと思ふますけれども、評議員会の方

がむしろ間接的になりまして、運営は理事が中心になる。しかも、参予会の意見を聞きながら運営するということ、主となると思ふのであります。そういう意味で、財界からの御出資も相当あります。今申しましたように、出資者の発言よりも、学識経験者を持つて参予会の御発言の方が、運営においては重きをなす、そういう意味で、財団法人の運営の色が強くなつてくると思ふのであります。ここにありまますように、目的の項も国民生活の向上、安定一本にしほりましたし、機関誌の名前とか全体の運営も、国民生活の向上、安定に重点を置くといふより、もつぱらそれを目標にしていきたいと思います。財界に牛耳られるようなことは、十分心いたしたいと思ふ。政府出資がふえまして、だんだん官僚的色彩が増すのじゃないかという御懸念につきましては、もちろん十分警戒をして参りたいと思つておる次第でございます。

○中村(重)委員 大体板川委員の詳細な質問で考え方はわかりましたし、私が疑問としておつた点が、さらに今までの話し合いの中に十分取り上げら

なつたのですが、政府の出資が一億、政府以外の出資が一億、こういうことになつておるようです。また、先ほどの中野局長の答弁は、純粋の政府機関であるといふことは好ましくない、むしろ政府は応援という立場に立つて出資をする、こういうふうな答弁であつたように記憶いたします。そうなりますと、やはり社団法人の国民生活研究所といふものでは、資金の問題、その他によつてうまいかぬ。そういうことから、財界が政府出資を働きかけ、それに大きく期待をしておるといふように私は受け取つておるわけですね。そうなつて参りますと、今まで社団法人は、定款によつて、総会あるいは理事会といふことで、積極的にこれに参予し、発言をする機会が与えられておつた。ところが、今度は政府と同額なりということ、一億円の出資ということになります。財団法人的な運営ということになつて参ります。発言の機会が全く与えられない。ただ一つの運営機関と申しますが、審議機関である参予会といふのは、先ほど来の御答弁にもありましたように、これは各界各層から選任をして運営に当たつていくといふことになつて参ります。従いまして、一億を出資する政府以外のいわゆる出資者といふものは、何かこの会の運営から全然浮き上がつてしまつたという形になるのじゃないか。法的にはそれでいいとしても、現実的にいふとこれが運営されるのであるかどうか。さらには、政府一億出資を働きかけた財界は、これで満足するのであるかどうか。これは実際から考えてみなくちゃならぬと思ふ。そこらあたりを、今までの話し合いの中に十分取り上げら

なつたのですが、政府の出資が一億、政府以外の出資が一億、こういうことになつておるようです。また、先ほどの中野局長の答弁は、純粋の政府機関であるといふことは好ましくない、むしろ政府は応援という立場に立つて出資をする、こういうふうな答弁であつたように記憶いたします。そうなりますと、やはり社団法人の国民生活研究所といふものでは、資金の問題、その他によつてうまいかぬ。そういうことから、財界が政府出資を働きかけ、それに大きく期待をしておるといふように私は受け取つておるわけですね。そうなつて参りますと、今まで社団法人は、定款によつて、総会あるいは理事会といふことで、積極的にこれに参予し、発言をする機会が与えられておつた。ところが、今度は政府と同額なりということ、一億円の出資ということになります。財団法人的な運営ということになつて参ります。発言の機会が全く与えられない。ただ一つの運営機関と申しますが、審議機関である参予会といふのは、先ほど来の御答弁にもありましたように、これは各界各層から選任をして運営に当たつていくといふことになつて参ります。従いまして、一億を出資する政府以外のいわゆる出資者といふものは、何かこの会の運営から全然浮き上がつてしまつたという形になるのじゃないか。法的にはそれでいいとしても、現実的にいふとこれが運営されるのであるかどうか。さらには、政府一億出資を働きかけた財界は、これで満足するのであるかどうか。これは実際から考えてみなくちゃならぬと思ふ。そこらあたりを、今までの話し合いの中に十分取り上げら

れてきたと思つてありますが、そうした経緯、それらに対する考え方を一応伺つておきたいと思つております。

○菅政府委員 さつき局長からお話をあつたと思つていますが、いざれ定款で評議員会を作りまして、出資者のお立場も反映できるようにしたいと思つておりますが、しかし、財界方面、その他出資をなさる方々は、実は今日までのお話の過程でいきたいと思います、あまりこだわつておられません。むしろ財界の意見を盛る意味において参加などには代表を出したいという御希望はございますが、出資者としての発言をその強く要求されるような傾向はございまして、むしろ政府の出資を強力にして運営をする、それに財界をつけるというところで満足しておられるような今の経過はございまして。ただ、学会の人選などにつきましては、各界の学識経験者を網羅いたします関係上、財界の代表もある程度加えなければならぬと思つておりますし、今の評議員会といふものも、ある程度出資の好意に報いるだけのことはやらなければならぬと思つておりますが、それで一応御納得がいくのじやないかと思つております。

○中村(重)委員 ただいまの御答弁の通り、政府が応援するという立場よりも、むしろ財界が資金的にはこれを応援するという形ですね、それが望ましいのじやないか。先日の参考人の意見でも、三者ともその点を強調されたと思つております。ところが、そつと参りますと、社団法人から今度の特殊法人に受けた目的、先ほど板川委員の質問、国民生活の安定、向上ということを取り下げて質問をし、むしろ消費者生活というものに重点を置いて、消費者

の生活を守つていく、向上させていく、そういうところにウェイトを置くべきじやないかというような指摘、質問があつたわけですが、それに対して中野局長は、むしろ、私どもが聞いておりますに感じましたことは、板川委員のそういう指摘に、なるほどそういうことが必要だなどというので、気づいて答弁したというより感ぜずら与えられた。私は、少なくとも一億という出資をする。この出資は、当初は二億であつたのが、大蔵省との関係において一億に削減されたという事は、もつと、経済企画庁としては一億よりも二億あるいは三億というより出資をふやしていく、こういう積極的な考えがあつたのではないかと考へた。強化したものでないかという考へ方ば、少なくともこの目的、従来の社団法人がどういふ点がまずあつたのだ、民間機関であつたから、こういうことが大きな制約を受けておつた、少なくとも経済企画庁が考へておる国民研究所といふものは、こういうことではないのだという積極的な面がなければならぬ。そういうことが、答弁の中にもむしろ進んでこれが明らかにされて、従つて、今までの運営よろしきを得なかつたことを、今度特殊法人国民研究所においてこれを取り上げていく、こういう形がなければならぬ。それならば、今までの社団法人といふのは、経済企画庁が委託をして調査してもらうとか、あるいは幾つかの財界がこれに対して委託調査、研究をやつてもらつたかといふような程度であつたわけですね。しかも、その研究といふのは、経済企画庁が委託してお

るのは、若い世代のもの考へ方、あるいは将来の消費はどのような形に動いていくのかという、将来を描き出すということがある。今までの調査委託の中には多く利用されておつたのではないかと。なるほど、そういうことも大切であると思つております。非常に重要であると思つておられる。現状分析といふことは、さらにはこれは大切なことではないか。それならば、この特殊法人国民研究所の中においては、現在の高度成長政策の中における国民生活、消費生活にどういふ影響を与えたか、あるいは貿易自由化が消費生活にもたらす影響であるとか、あるいは減税、社会保障といふものが国民生活にどういふ効果をもたらしたのか、いろいろとそういう問題を掲げ出すと同時に、現在の政府の施策が国民生活に及ぼしてくる問題点をどうこれを分析し、これを取り上げていくかといふような点が、消費者保護の目的である国民生活の安定、向上という積極面が生かされてこなければならぬ。私は先ほどの中野局長の答弁の中から感じ得ないわけなんです。それらに点に対してどうお考へになつておるか。積極的に運営をしようといふ心がまずあります。今までのこのように点をこら正していくのだ、充実を明らかにしていただいたい、こう思つてお

○菅政府委員 ただいまお話ししたことは非常に御同意でございます。一億の政府出資は、これをもって満足いたしました

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和三十三年三月六日

のではございません。早い話が、来年また要求もいたします。次々と政府出資をふやしていきたいと思つておる次第でございます。確かに政府出資がございまして、こういうふうなところができまして、従来よりも研究の期待できると思つております。私には、どこかにもそういうふうな表明してあります。社団法人当ても、財界の出資に多くおんぶしております。やはり若干の気がながきにしもあらずでございます。その点は、より公正になる立場をとり得る。従つて、そういう意味でも、政府出資を将来も根幹として進めたい、こう考へております。この点は御同意でございます。

なお、従来の調査につきましての御批判がございましたが、従来といへども、現状分析はやらぬことはないものでございまして、現状分析も相当やっております。同時に、その動向の調査といふも、将来の見通しなどについても、ある程度のことを見通して、今後は、御指摘のように、現状の分析については、より一そう力を入れたいと思つております。あわせまして、今申しましたように、将来の見通しなり動向を申し上げます。どうして将来のことを見なければなりませんから、そういうこともやるつもりでございます。現状分析を怠るようなら、これは毛頭ございせん。一そう力を入れたいと思つております。これより御了解願ひたいと思つております。

○中村(重)委員 大体今の政務次官の考へ方、将来を描き出す、同時に現状分析という二つの面を大きく取り上げてやつていくという運営で、しかも、その主軸は国民の消費生活を安定させ、より向上させていく、これがねらいであるというところで了解いたしますが、申し上げるまでもなく、今産業構造は非常に高度化してある、生産も多様化して参つておるわけですが、この消費生活というものは、非常にアンバランスになつておると私は考へるわけでございます。この消費のアンバランスを是正していくというのでなければ、ほんとうに消費生活の向上、ひいては経済の発展といふものも期待できない。せつかくこうした特殊法人として、国民研究所といふものができてくる。しかも、先ほどの中野局長の答弁から私どもが伺いますのは、いわゆる政府機関として監督、命令というもので、民間が何を望み、何を考へているか、十分それらの点を学会の中に各界各層、いろいろな層の人に入つてもらつて、これの中において意見が出る、求められるといふものを施策面に生かしていく、こういうふうなことでございまして、その点に対しては、十分一つの今の答弁をさらに積極的に発展させていく、こういうことで運営にあつてもらいたいという点を要望いたしまして、一応私のきよりの質問を打ち切ります。

○早稲田委員長 この際、お諮りいたします。本委員会において審査中の内閣提

九

出、新産業都市建設促進法案及び井手以誠君外十八名提出、産業と雇用の適正配置に関する法律案について、地方行政委員会、農林水産委員会、運輸委員会及び建設委員会から、それぞれ連合審査会を開会せられたいとの申し入れがありました。

この際、この申し入れを受諾し、連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

また、社会労働委員会から両案について連合審査会開会の申し入れがありました。また、これを受諾し、連合審査会を開会すること決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、以上各委員会との連合審査会の開会日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次会は、明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会